魚津市告示第142号

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

魚津市長 村椿 晃

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。 以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市外国人技能実習生 等受入支援助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実習生等 令和2年10月1日以後に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号
 -)別表第1の2に定める特定技能又は技能実習の在留資格を有する者を いう。
 - (2) 宿泊費 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入国から一定期間待機等の措置を講ずる必要が求められる期間に係る宿泊費用をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入国から 一定期間待機等のため発生する経費に対し、予算の範囲内において助成金 を交付するものとする。

(助成対象者)

- 第4条 助成金の交付の対象となる者は、実習生等を受け入れる市内に事業所を設置する事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者で、規則附則第2項の規定により市税等を滞納していない者とする。
 - (1) 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項又は第5項に規定する者
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3

条第1項に規定する中小企業団体

- (3) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水 産業協同組合
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する事業を行う者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事業を行う者に 対しては、助成金を交付しない。
 - (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (2) その他市長が助成金の目的に合致しないと認める事業

(助成対象経費)

- 第5条 助成対象となる経費は、助成対象者が負担した実習生等の14日間の 待機期間に係る宿泊費とする。ただし、任意の出入国に係るものを除く。 (助成金の額等)
- 第6条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。)とし、実習生等1人につき1日当たり1万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付申請書(様式第1号)に、 次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 技能実習計画認定通知書の写し
 - (2) 出入国が分かる書類の写し
 - (3) 助成対象経費の支出を証する書類の写し
 - (4) 市内に事業所を有し事業を行っていることを証する書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは助成金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市外国人 技能実習生等受入支援助成金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)に より当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定に基づく通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の請求に当たっては、魚津市外国人技能実習生等受入支援助 成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、助成事業者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、関係書類の提出、事情聴取又は立入検査を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市 長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する決定に係る事案については、同日後もなお その効力を有する。

年 月 日

魚津市長 あて

申請者所在地事業者名代表者名印電話番号

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付申請書

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金の交付を受けたいので、裏面の とおり誓約し、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 関係書類

- (1) 技能実習計画認定通知書の写し
- (2) 出入国が分かる書類の写し
- (3) 助成対象経費の支出を証する書類 (領収書等) の写し
- (4) 市内に事業所を有し事業を行っていることを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 事業費

(1) 技能実習生等の氏名等 別紙名簿のとおり

(2) 技能実習事業所

所在地	
事業所名	

(3) 助成対象経費

宿泊費 (税別)	円
	·

3 助成金申請額

申請額合計	Ш
※実習生等1人当たり上限額15万円	1 1

※千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額

4 連絡先

担当者連絡先	所属部署	担当者職 氏 名
	電話番号	F A X 番 号
	E-mail	

【誓約書】

- 魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付要綱第4条の助成金の 交付対象者に該当し、外国人技能実習の円滑な実施を誓約します。
- 助成金の交付申請、受領に当たっては、魚津市の関係規程を遵守します。
- 申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- 魚津市から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、 誠実にこれに応じます。
- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に助成金の交付を 受けているときは、助成金の返還に応じます。
- 魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付要綱第4条の助成金の 交付対象者の要件の確認のために税務情報を確認することに同意します。

【別紙】技能実習生等名簿

氏 名				
国籍 (国又は地域)				
生 年 月 日	4	手	目 日	
入 国 日	4	手	目 日	
氏 名				
国籍 (国又は地域)				
生 年 月 日	Í.	手	目 日	
入 国 日	4	手	月 日	
氏 名				
国籍 (国又は地域)				
生 年 月 日	4	手	目 日	
入 国 日	4	手	月 日	
	T			
氏 名				
国籍 (国又は地域)				
生 年 月 日	4	手	月 日	
入 国 日	4	手	月 日	
氏 名				
国籍 (国又は地域)				
生 年 月 日	4	手	月 日	
入 国 日	Í	手 /	月 日	

様式第2号(第8条関係) 魚津市指令 第 号

> 所在地 事業者名 代表者名

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付決定兼額の確定 通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり 決定したので、魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金交付要綱第8条の 規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。 交付決定兼額の確定額

円

交付条件

交付しません。
交付しない理由

年 月 日

魚津市長 あて

魚津市外国人技能実習生等受入支援助成金請求書

年 月 日付け魚津市指令第 号で交付決定を受けた魚津市 外国人技能実習生等受入支援助成金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協						本店 支店 支所				
	金融機関コ	-}`					店舗コ				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ										
	氏 名										
種別	1 普 2 当 3 その	通 座)他)	口	座番	号						